

被扶養者の申請に必要な添付書類一覧（義父母・義兄弟姉妹・伯叔父母の場合）

- ◆ 扶養申請の内容によって、TOTO健康保険組合より追加で添付資料を求める場合がございます。
- ◆ 複数の項目に該当する場合は、各項目の添付書類が必要です。
- ◆ 下記表に限らず、「その他収入」がある場合は、その金額が確認できる書類をご提出ください。
- ◆ 直近に加入していたのが国民健康保険もしくはTOTO健康保険組合の場合は『健康保険資格喪失証明書』は不要です。
- ◆ 75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方は後期高齢者医療制度へ加入対象となるため、扶養できません。

≪ 同居※の場合のみ申請可能 ≫ ※別居の場合は扶養不可

※同居とは、住民票上も同一世帯で住居および生計をともにしている状態をいいます。
世帯分離（同一の住所に世帯主が2人）の場合は、別居扱いとなります。

対象者の状況	添付書類（全て写しをご提出ください）		書類入手先	
	≪ ◎：必ず提出する書類、△：該当する場合のみご提出ください ≫	△に該当するもの		
全員	◎	被保険者との続柄が確認できるI・IIいずれかの書類 I：世帯主・続柄・世帯全員の記載がある「住民票」 ※個人番号（マイナンバー）・本籍の記載がないもの ※発行後3ヶ月以内のもの II：住民票で被保険者との続柄が確認できない場合は「戸籍謄本 または 戸籍抄本」 ※本籍の記載部分は、見えないように黒く塗りつぶしてください ※発行後3ヶ月以内のもの	-	市区町村役場
全員	◎	所得証明書 または 非課税証明書	-	市区町村役場
全員	◎	健康保険資格喪失証明書 ※直近が国民健康保険もしくはTOTO健康保険組合の場合は不要	-	前勤務先 または 前加入健康保険組合
収入なし	△	廃業届	事業等を廃業	税務署
	△	退職証明書 離職票1・2 または 雇用保険資格喪失確認通知書 雇用保険受給資格者証 雇用保険受給延長通知書	1年以内に退職	前勤務先 ハローワーク
	△	雇用保険受給資格者証 または 雇用保険受給資格通知（両面：支給終了の記載があるもの）	支給終了	ハローワーク
	△	給与見込証明書（扶養加入希望月以降、未来12ヶ月分の証明）	パート・アルバイト等で就労中	勤務先
収入あり	△	最新の確定申告書かつ収支内訳書	自営業者・個人事業主	税務署
	△	最新の年金・恩給裁定通知書、改定通知書、振込通知書、決定通知書 ※受給内容・受給額の変更がある場合は、年金見込額照会回答票	年金を受給（中）予定	年金事務所 または 前勤務先
	△	出産手当金決定通知書、傷病手当金支給決定通知書、休業補償支給決定通知書など	休業補償給付等を受給中 または 受給していた	前加入健康保険組合 または 労働基準監督署